

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年7月19日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

環境生活部市民課の郵便料金の支払いについて、支払期限を18日超過し、延滞利息の支払いが発生したもの

(2) 損害賠償の相手方

日本郵便株式会社

(3) 損害賠償の額

¥203-

2 専決処分の年月日

令和6年7月12日